

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
65	8 地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合に、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	<p>【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程、一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。</p> <p>【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。</p> <p>平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過しており、平成29年度に入り上記理由により留年した者の重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じており、本県では少なくとも2名が該当する。</p> <p>【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について早急に緩和する必要がある。</p>	制度改正により、平成28年度に入学したもののうち、長期療養等のやむを得ない理由による休学により留年する者その他の者の他の者の間の教育の機会の均等に資する。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省	愛知県		<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <p>北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、埼玉県、静岡県、滋賀県、大分県、奈良県、高知県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、熊本県、高知県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>いじめを原因として不登校となった生徒が1名対象外となっている事例がある。本制度は、学び意欲のある高校生が安心して教育を受けられるよう家庭の教育費負担を軽減する制度であることから、支給期間を延長できるように制度の拡充は必要である。</p> <p>本県においても、支給上限月数を超えて在学する生徒が生じており、超過部分に対する支援金は支給されていない。</p> <p>病気等による長期療養などやむを得ず在学期数が支給上限月数を超える場合もあるため、柔軟に対応できる制度へ改正する必要がある。</p> <p>費用面や家庭事情、個人的事情により留年を余儀なくされる生徒もおり、就学の機会を失うことは教育上好ましくないため、支給期間を僅かでも延長することが望ましいと考える。</p> <p>年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学、留年した者については重ねて修学することとなる月数が、就学支援金制度の対象から外れる者が生じる可能性がある。現在、本県で該当する可能性のある者は少ないが、制度開始から時間が経つにつれてそういった生徒が出てくる可能性も増えることから、修業年限の制限の緩和を行う必要がある。また、学び直し支援金も退学していない生徒は対象とならないことから、上記のような生徒は早急に修業年限の制限の緩和を行うことで教育機会の均等を図る必要がある。</p> <p>長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。</p> <p>また、単位の授業料を設定している単位制の学校においては、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の相当する月数だけでなく単位数についても、就学支援金制度の対象から外れることとなる。個々の事情を斟酌したうえで、支給期間を延長することや、支給限度単位数を引き上げることができるよう、要件を緩和する必要がある。</p> <p>当県においても、平成16年度入学生で、病氣により5ヶ月間休学した後、平成29年4月に原級留置で復学した生徒について、支援金の支給期間が6ヶ月に達する平成29年3月で終了する予定である。そのため、その後の7ヶ月分について支援金の対象外となる事例が発生している。また、同様の事例が他にも2名いることが確認されている。</p> <p>今後も同様の事例が発生することが見込まれるため、支給期間の要件について早急に緩和する必要がある。</p> <p>やむを得ない理由等により留年したため、対象の生徒が就学支援金の支給期間を超過し、生徒に授業料の負担を求めるケースは今後起こりうることである。他の生徒との授業料負担の均等を図るために、個々の事情を考慮し、支給期間を延長することができるよう、要件を緩和することが必要である。</p> <p>本県の全日制の課程において、病氣療養等やむを得ない理由により在学期間が36月を超過した生徒は、平成29年6月現在で2名いる。</p> <p>高等学校等就学支援金制度については、修業年限超過部分や単位超過部分等を対象外とせず、所得制限基準未達は全て就学支援金の支給対象となるよう全国統一の制度とするとともに、所得制限導入に伴い発生する人的経費や事務費等は地方に財政負担を生じさせることがないよう、国が確実に全額措置すること。</p> <p>また、衆参両議院の両院決議を踏まえ今後制度の検証を行う際には、都道府県教育委員会等の意見を十分に聴取し制度の改善を図ること。</p> <p>本県においても修業年限超過により授業料免除した事例が平成28年度で32件あり、支給期間の制限により就学支援金制度の対象者から外れる者が生じている。提案理由にあるように留年する生徒は、病氣や経済的な理由などやむを得ない理由の者も多い。高等学校を卒業することの重要性を勘案した場合、学ぶ意欲のある生徒が安心して勉学に打ち込める環境を整備していくことは、国も共に支援すべきと考えられることから、修業年限の制限について見直す必要がある。</p> <p>本県では高等学校等就学支援金制度の支給期間36月(定時制48月)を超えた生徒に授業料減免を行っているが、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に資する。以上の趣旨も踏まえ、期間や単位数に係る支給対象の上限を勘視し、(それに係る費用も)国の負担とすることが必要と考える。</p>	

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
													団体名
227	A	権限移譲	教育・文化	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会」の設置運営、私立幼稚園への「運営指導、及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない困難さや権限感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼・保・小接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。 認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方就農型の認定こども園は市が、幼稚園型認定こども園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行っていく、幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどである。当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ確に 対応できるものと考え。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の職員から把握することや、保育所の普外保育のように必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 さらに、事務処理特例により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	認可保育所等と同様、設置認可権限等を本市で一元管理することで、給付対象施設への移行促進、市民ニーズに応じた教育・保育資源の確保・充実、質の向上に向けた円滑な対応が可能となり、保育所得権児童解消の継続をはじめ、幼児教育行政と保育行政の総合的な施策推進が可能となる。	学校教育法第4条第3項、私立学校法第5条、私立学校振興助成法第9条	文部科学省	横浜市		横浜市、大府市、北九州市	本市においても、従来型私立幼稚園の認定こども園への移行を促進させるためには、設置認可権限等を指定都市で一元管理し、私立幼稚園と市の信頼関係を構築することが必要であると考え
254	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第38条に基づき(情報の提供)について、変更届の受理(第29条)に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	情報の提供主体が知事となっているが、認可認定権限を有していないため、政令中核市から情報提供を受けなければ公表できず、事務が煩雑である。29条に規定される変更届の受理が認可・認定権者と一致することになったため、情報の提供の主体についても認可・認定権者と一致させるべき。	第28条に基づき(情報の提供)について、認可認定権限と一致させることにより役割・手続きが明確になり、ひいては事業者の負担軽減につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都府、大府市、神戸市、関西広域連合	福岡県、横浜市、高槻市、海取県、北九州市	認可・認定手続きと一致させることは、事業者の負担軽減につながるため効果的であると考える。 当該規定に基づき、認定こども園の認可・認定に係る申請書類等を一式提出することが県より求められているところであり、事務負担となっている。 政令市や中核市からの届出の事務を省略でき、なおかつ認可、認定権者が責任を持って公表することは重要であると考え。	